

令和7年9月25日

令和7年9月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年9月25日(木)午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 (13人)

会長 1番 田幡 裕

委員 2番 久米 基敬
3番 岩本 達也
4番 阿部 義明
5番 吉浦 武夫
6番 山口 裕美
7番 上田 敏雄
8番 藤井 利夫
10番 桑内 千恵美
11番 廣瀬 茂晴
12番 上田 武志
13番 近久 光雄
14番 大西 佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第32号 農地法第3条の規定による許可の取消願について
- 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第34号 非農地証明願について
- 報告第17号 農用地利用集積計画の合意解約について
- 報告第18号 農地法施行規則第29条第1号の規定、転用制限の例外による届出について

局長 ただいまより令和7年9月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日、9番綱木委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。
出席委員は、14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は2番 久米委員、3番 岩本委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請は2件です。
(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号119から120については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号119について、浦庄字上浦の担当であります4番、阿部委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4番 議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号119について説明いたします。

9月18日に岩本委員と吉浦委員、私の3名で申請地に出向き、受任者である行政書士立ち会いのもと、現地確認と聞き取り調査を行いました。

申請地は浦庄字上浦〇〇〇番〇、登記が田、現況が田、面積は223㎡、譲渡人〇〇氏、譲受人〇〇氏、売買による有償移転です。

譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、県外に居住していることから、これまでは譲受人が耕作を行っておりました。

譲受人は、トラクター、管理機、刈り払い機等の農機具を所有しております。

耕作には、夫婦で年間250日従事します。

自然農法で野菜を栽培し、ネットで販売しているとのことです

耕作地への進入路が狭小ですが、譲受人の土地を一部拡幅する形で通行しているため問題はありません。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号119について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号119は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号120について、高川原字天神の担当であります12番、上田武志委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号120について説明いたします。

9月16日に近久委員と私の2名で申請地に出向き、譲受人の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、高川原字天神〇〇〇番〇と〇〇〇番〇で、現況は一枚地となっており、登記及び現況地目が田、合計719㎡、譲渡人〇〇氏から譲受人〇〇氏への贈与です。

譲渡人は相続で申請地を取得したものの、町外に居住していることから耕作が困難であるため、耕作を希望する譲受人に贈与することになったとのことです。

譲受人の住所地は町外ですが、石井町内に勤務するかたわら本人が自家消費野菜の栽培に年間150日従事します。

ほかに農地は所有、貸借しておらず、農機具は耕うん機を申請地に置き、農地全

体の耕うんは、委託によりトラクターで行うとのことです。

申請地は、南北の住宅に挟まれた進入路部分が、30m近い旗竿地であり、実質的な耕作面積は2筆で約650㎡と大規模な耕作には向いておりません。

石井町農業委員会に農地を借りてくれる方を探すよう依頼していましたが、見つからず、今年は除草のみで管理しており、譲受人以外に農地を引き受ける方がいないとのことです。

よって本申請は許可相当でないかと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号120について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号120は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第32号 農地法第3条の規定による許可の取消願について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可の取消願については1件申請がありました。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号121については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、受付番号121について、石井東の担当が私でありますので、2番、久米委員に現地調査の結果並びに説明の代読をお願いいたします。

2 番 議案第32号、農地法第3条の規定による許可の取消願、受付番号121について説明を代読いたします。

9月17日に久米委員と私で譲渡人に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

本申請は、令和7年1月総会で許可相当とした案件で、許可後は最終的に営農型

太陽光発電施設の下で水稻を栽培する計画でした。

しかし、譲渡人の家族が難色を示したことから所有権移転登記にいたらず、現在まで保留状態となっておりました。

そこで、譲受人である農地所有適格法人と譲渡人が話し合った結果、許可取消という結論にいたったとのことでした。

申請地は耕うんされており、直ちに農作物の栽培に着手できる状態です。

今後は、譲渡人が水稻を栽培する予定とのことでした。

登記事項を事務局が確認したところ、所有権者は譲渡人から変更されておりませんでした。

よって本申請による取消しは、妥当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
(14番、大西委員挙手)

14番 営農型太陽光発電を計画していたとのことですが、このことについて事務局に説明をお願いします。

事務局 譲受人が申請地で水稻栽培を行い、この上に別の事業者が太陽光パネルを設置し発電事業を行う計画で、事務局に事前協議がありました。

議長 ほかに、ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号121について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号121は原案のとおり許可の取消を認めることに決定いたしました。

議長 次に議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については3件申請がありました。
(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号122から124については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号122について、藍畑字高畑東の担当であります10番、案内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

10番 議案第33号、農地法第5条許可に対する意見、受付番号122について説明いたします。

9月23日に廣瀬委員と私で、委任を受けた行政書士及び譲受人である法人の理事の立ち会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地の所在等については、議案書に記載のとおりです。

譲受人は、介護・福祉サービスの提供を行う法人です。

これまでは、病院の2階部分と3階部分で介護サービスを運営しておりましたが、施設の老朽化に伴い、福祉サービスを行っていた事業所の隣の駐車場部分に、介護業施設を新築し移転しました。

このことから、駐車スペースが不足することになり駐車場用地を探していたところ、耕作が困難になっていた譲受人と合意に至り、本申請地を行うことになったとのことです。

雨水は地下浸透ですが、大雨時は町道側溝に流れるようにするとのことです。

申請地の東側には、雨水や土砂の流出を防ぐためコンクリート擁壁を設置します。

駐車場が確保できれば、デイサービスの送迎時において交通事故のリスクを低減できるとのことです。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号122の申請地は、令和7年8月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま案内委員が説明されたとおりです。

転用目的は福祉事業の駐車場です。これまでの駐車場用地に、病院に設けていた介護事業所を移転したことで、職員等の駐車場を確保する必要性が生じたため、農地を売買して転用するものです。

周囲は、西側が進入路となる町道を挟んで譲受人の事業所、北側が工場、東側が農地、南側が住宅です。

造成については、東側に新設コンクリート擁壁を設置し、碎石を平均10cm敷きます。

雨水は地下浸透です。土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。
周辺地域に被害が生じた場合は、転用者の責任で対処することが申請書に明記されております。
預金残高証明書により、転用にかかる資金を確認できます。
申請地の地域が土地改良区の管区でない旨の上申書が添付されております。
農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。
以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号122について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号122は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号123について、高原字関の担当であります6番、山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6 番 議案第33号、農地法第5条許可に対する意見、受付番号123について説明いたします。

9月17日に藤井会長職務代理と上田敏雄委員、私の3名で委任を受けた行政書士の立ち会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高原字関〇〇〇番〇、登記及び現況地目が畑、142㎡と〇〇〇番〇、登記が田、現況地目が畑及び雑種地、620㎡です。

譲受人は経営する建設会社の資材置場が50坪ほどと狭く、広い道路に面していないことから、会社近隣の広い道路に面している申請地の一部を10年以上前から借りて資材置場として利用してきたとのことです。

申請地については、以前から譲受人の希望で有償譲渡について協議していましたが、譲受人の事業拡大のため再度協議した結果、合意にいたったとのことです。

現在、申請地の一部に石材やプレハブ小屋、建設資材が置かれております。

譲受人から農地法の許可を得なかった事に関して、始末書が提出されております。

譲渡人は、高齢で農業後継者がいないため、農地部分を維持することが困難と思われる。

申請地の東側と南側は町道です。北側は別の事業者の石材置場となっております。10mほど挟んで北西側に譲受人の会社があります。

周囲に耕作地は無く、許可後に現在の地盤の上に碎石を10cm入れて整地することなどから、周辺農地に被害を及ぼすおそれはないと思われ。

よって、許可相当と考えますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号123の申請地は、令和7年8月に農用区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま山口委員が説明されたとおりです。

転用目的は譲受人が代表取締役を務める建設会社の資材置場です。

譲受人と建設会社は土地賃貸借契約を締結します。

建設会社の規模拡大により、これまでの資材置場では面積が不足するため現況農地部分も売買して転用します。

申請地には碎石などの資材のほか、重機や仮設事務所を置きます。

なお、申請地の一部を農地転用許可なく資材置場として利用していたことから始末書が提出されております。

周囲は、東側と南側が町道、北側は申請者と別名義の方の石材置場、西側は筆界未定地のため判然としませんが、申請者と別名義の方の土地です。

進入路は東側の町道で、幅員6mと資材や重機の搬入に十分な広さがあります。

造成については、現況地盤を整地して、碎石を10cm敷きます。

雨水は地下浸透です。土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

周辺地域に被害が生じた場合は、転用者の責任で対処することが申請書に明記されております。

譲受人の預金残高証明書により、転用にかかる資金を確認できます。

麻名用土地改良区の意見書が添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手

をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号123について、許可相当という意見を県知事に送付するというところに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号123は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号124について、藍畑字中須の担当であります11番、廣瀬委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

11番 議案第33号、農地法第5条許可に対する意見、受付番号124について説明いたします。

9月23日に乗内委員と私で、譲渡人と譲受人の委任を受けた行政書士の立ち会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、藍畑字高畑〇〇〇番〇、登記及び現況地目が畑、867㎡です。

譲渡人が高齢で今後耕作が困難になると考えていたところ、譲受人が経営するレストランに車の収容台数を超える来客があることから、レストランと町道を挟んで西側にある申請地の譲渡について合意に至ったとのことでした。

造成については、畑土を20cmすき取り、山土で埋め戻し、粗い再生砕石を敷いた上に細かな再生砕石を敷きます。

駐車スペースは22台分で、南西部分に機械や在庫品を収納するコンテナを設置する予定です。

雨水は地下浸透です。

周辺農地に影響を与えることが無いように細心の注意を払って管理するとのことでした。

農地の区分、転用目的、添付書類等については、問題が無いものと考えております。

よって、許可やむを得ないと思われまますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号124の申請地は、令和7年8月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま廣瀬委員が説明されたとおりです。

転用目的は譲受人が代表取締役を務める株式会社が経営するレストランの駐車場で、一部にはコンテナを置き機械や資材を収納します。

譲受人と株式会社は土地賃貸借契約を締結します。

周囲は、東側が町道を挟んでレストラン、南側は太陽光発電施設、西側は雑種地、北側は農地です。

造成については、20cm土をすき取り、山土で埋め戻して転圧の上、再生砕石を15cm敷きます。造成は東側町道に合わせ、既存擁壁や隣接地の高さ以内に収まるように行います。

雨水は地下浸透です。土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

周辺農地等に影響が無いよう、転用後、細心の注意をはらって管理することが事業計画書に明記されております。

預金残高証明書により、転用にかかる資金を確認できます。

申請地の地域が土地改良区や水利組合の受益地でない旨の上申書が添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号124について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号124は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に議案第34号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については1件です。

(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号125については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは受付番号125について、浦庄字国実の担当であります4番、阿部委員に
現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案第34号、非農地証明願、受付番号125について説明いたします。
9月18日に岩本委員と吉浦委員、私の3名で申請地に出向き、受任者である行政
書士立ち会いのもと、現地確認と聞き取り調査を行いました。
申請地は浦庄字国実〇〇〇番〇、登記が田、現況が宅地、面積が116㎡と国実〇
〇〇番〇、登記が田、現況が宅地、面積が115㎡の2筆、申請者が〇〇氏、非農地
となった理由は、20年以上前から農業用倉庫及び駐車場敷地としていたためです。
農地の種別は、第2種農地です。
申請者は相続で所有権を取得した際、申請地が農地であったことに気づき、違法状
態解消のため本申請を行ったとのこと。
始末書が添付され、今後は二度とこのようなことが無いようにする旨が述べられて
おります。
よって、非農地証明書の交付は、やむを得ないと思われれます。
審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足
説明をお願いいたします。

局 長 受付番号125の申請地は、令和7年8月に農用地区域から除外された第2種農
地です。
概要につきましては、ただいま阿部委員が説明されたとおりです。
平成3年から、国実〇〇〇番〇は農業用倉庫敷地として、国実〇〇〇番〇は駐車
場として利用してきたとのこと。
少なくとも20年以上前からこの状態であったことは、平成15年4月6日に国
土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができま
す。
建物等の敷地となり、舗装もされている現状から、農地への復元は著しく困難で
す。
よって非農地証明書の交付は、やむをえないものと考えられます。
以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号125について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号125は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第17号、農用地利用集積計画の合意解約については、1件受理しました。

報告第18号 農地法施行規則第29条第1号の規定、転用制限の例外による届出については、1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

それでは只今をもちまして、令和7年9月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。